

◎新潟県告示第639号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定により、新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権）

◎漁業権公示番号	新共第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡栗島浦村地先	
漁場の区域	栗島浦村(栗島)最大高潮時海岸線から距岸2,700メートルの線と鯖礁を中心とする半径1,800メートルの線及び八の下礁を中心とする半径1,500メートルの線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	
	うみぞうめん漁業	
	えご漁業	
第2種共同漁業	いか、たなご小型定置漁業	2月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	たらさし網漁業	1月1日から4月30日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで
	ぶりさし網漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡栗島浦村		

◎漁業権公示番号	新共第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶴泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保地先	
点の位置	基点 1 新潟県漁場基点第1号(山形県と新潟県との境界) (参考値:北緯38度33分11.1秒 東経139度32分53.9秒) 基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) 基点 3 新潟県漁場基点第4号(村上市今川と板貝との境界) (参考値:北緯38度24分18.0秒 東経139度27分46.5秒) 基点 4 新潟県漁場基点第5号(村上市浜新保と馬下との境界) (参考値:北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒) い 1から 227度23分31秒 490.5メートルの点 (参考値:北緯38度33分00.3秒 東経139度32分39.0秒) ろ いから 275度47分58秒 2,430メートルの点 (参考値:北緯38度33分08.3秒 東経139度30分59.2秒) は ろから 185度47分58秒 1,000メートルの点 (参考値:北緯38度32分36.0秒 東経139度30分55.0秒) に はから 275度47分58秒 1,400メートルの点 (参考値:北緯38度32分40.6秒 東経139度29分57.5秒) ほ 2から 303度00分 4,000メートルの点 (参考値:北緯38度31分26.6秒 東経139度28分46.9秒) へ 2から 303度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度30分47.8秒 東経139度30分03.1秒) と 3から 287度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度24分35.1秒 東経139度26分35.6秒) ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒)	
漁場の区域	1・い、い・ろ、ろ・は、は・に、に・ほ、ほ・へ、へ・と、と・ち、ち・4の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	にしがい漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	うみぞうめん漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きずさし網漁業	

	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
村上市伊弉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		
(4) 条件		
<p>①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網5ケ統以内及び2階網2ケ統以内とする。</p> <p>②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ケ統以内及び2階網6ケ統以内とする。</p> <p>③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。</p> <p>④村上市勝木地内勝木川河口中央より半径700メートルの区域内における第2種共同漁業さけ小型定置漁業は操業してはならない。</p>		

◎漁業権公示番号	新共第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎地先	
点の位置	基点 4 新潟県漁場基点第5号（村上市浜新保と馬下との境界） （参考値：北緯38度21分33.7秒 東経139度27分04.5秒） 基点 5 新潟県漁場基点第6号（村上市岩ヶ崎と瀬波との境界） （参考値：北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒） ち 4から 282度00分 1,800メートルの点 （参考値：北緯38度21分45.9秒 東経139度25分52.0秒） り 5から 241度00分 1,800メートルの点 （参考値：北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒）	
漁場の区域	4・ち、ち・り、り・5の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	にしがい漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	
	かれい、めばるさし網漁業	
	きすさし網漁業	
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	かにかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
(3) 関係地区		
村上市馬下、早川、吉浦、柏尾、間島、野潟、大月及び岩ヶ崎		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網3ケ統以内とする。 ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第4号		
(1) 漁場の位置及び区域			
漁場の位置	村上市岩船港町、瀬波温泉3丁目、岩船北浜町、瀬波浜町、瀬波新田町、松波町、瀬波温泉1丁目、瀬波温泉2丁目及び塩谷地先		
点の位置	基点 5 新潟県漁場基点第6号(村上市岩ヶ崎と瀬波との境界) (参考値:北緯38度14分34.9秒 東経139度26分56.6秒) 基点 6 新潟県漁場基点第7号(村上市瀬波と岩船との境界) (参考値:北緯38度12分32.1秒 東経139度26分00.9秒) 基点 7 新潟県漁場基点第9号(村上市と胎内市との境界) (参考値:北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) り 5から 241度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度14分06.6秒 東経139度25分51.9秒) む 6から 298度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度12分59.5秒 東経139度24分55.5秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値:北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒)		
漁場の区域	5・り、り・む、む・る、る・7の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	
	あわび漁業		
	いがい漁業		
	かき漁業		
	さざえ漁業		
	たこ漁業		
	にしがい漁業		
	いわのり漁業		
	もずく漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで	
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで	
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	かにさし網漁業	1月1日から12月31日まで	
	かますさし網漁業		
	かれい、うしのしたさし網漁業		
	かれい、めばるさし網漁業		
	きすさし網漁業		
	さけさし網漁業		9月1日から12月31日まで
	ますさし網漁業		2月1日から6月30日まで
	ひらめさし網漁業		1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業		1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業		
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業		3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区			
村上市岩船上大町、岩船上町、岩船新田町、岩船縦新町、岩船中新町、岩船横新町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船港町、岩船下大町、八日市、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波新田町、学校町、浜新田、瀬波温泉、松波町及び塩谷			
(4) 条件			
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。			

- ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。
- ③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。
- ④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。

◎漁業権公示番号	新共第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号 (村上市と胎内市との境界) (参考値：北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) 基点 8 新潟県漁場基点第11号 (胎内市荒井浜と笹口浜との境界) (参考値：北緯38度05分54.1秒 東経139度22分12.3秒) 基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) (参考値：北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒) を 8から 303度30分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度06分58.5秒 東経139度20分09.1秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒)	
漁場の区域	7・る、る・を、を・わ、わ・9の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜及び村松浜		
(4) 条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新発田市地先	
点の位置	基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) (参考値: 北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) 基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値: 北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値: 北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値: 北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒)	
漁場の区域	9・わ、わ・か、か・10の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新発田市藤塚浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚及び大字網代浜地先	
点の位置	基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値：北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) 基点 11 新潟県漁場基点第14号の1 (北蒲原郡聖籠町大字網代浜) (参考値：北緯38度00分17.4秒 東経139度14分54.9秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒) かの1 10から 317度00分 5,500メートルの点 (参考値：北緯38度04分00.1秒 東経139度14分45.3秒) よ 11から 326度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度01分54.2秒 東経139度13分32.4秒) よの1 11から 326度00分 5,500メートルの点 (参考値：北緯38度02分45.3秒 東経139度12分48.8秒)	
漁場の区域	10・か、か・かの1、かの1・よの1、よの1・よ、よ・11の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いなだ、このしろさし網漁業	
	かにさし網漁業	
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
かにかご漁業	2月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
北蒲原郡聖籠町大字次第浜、大字亀塚、大字網代浜、大字蓮潟及び大字大夫		
(4) 条件		
第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ヶ統とする。		

◎漁業権公示番号	新共第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 12 新潟県漁場基点第18号（新潟市北区太郎代と島見町との境界） （参考値：北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒） 基点 13 新潟県漁場基点第21号（新潟市北区松浜町（古水戸）） （参考値：北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒） た 12から 336度00分 3,600メートルの点 （参考値：北緯38度00分41.9秒 東経139度11分17.7秒） れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 （参考値：北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒）	
漁場の区域	12・た、た・れ、れ・13の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	にしがい漁業	
	はまぐり漁業	
	いわのり漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		
(4) 条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市東区船江町1丁目、平和町、臨港町3丁目、臨港町2丁目、臨海町、中央区入船町4丁目、海辺町2番町、船見町2丁目、雲雀町、西船見町、関屋及び西区青山地先	
点の位置	基点 13 新潟県漁場基点第21号(新潟市北区松浜町(古水戸)) (参考値:北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒) 基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れ 13から 346度00分 3,600メートルの点 (参考値:北緯37度59分22.5秒 東経139度05分44.6秒) そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒)	
漁場の区域	13・れ、れ・そ、そ・14の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		
(4) 条件		
①第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網2ヶ統以内とする。 ②第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。 ③新潟港第2西防波堤灯台を中心として半径4,000メートルの区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。		

◎漁業権公示番号	新共第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区青山の一部、上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町及び内野上新町地先	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号（新潟市西区青山） （参考値：北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒） 基点 15 新潟県漁場基点第24号（新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界） （参考値：北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒） そ 14から 323度00分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度56分23.0秒 東経138度56分21.2秒） つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒）	
漁場の区域	14・そ、そ・つ、つ・15の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	うみぞうめん漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	ばいかご漁業	2月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜地先	
点の位置	基点 15 新潟県漁場基点第24号 (新潟市西区内野上新町と四ツ郷屋との境界) (参考値：北緯37度51分08.3秒 東経138度53分34.0秒) 基点 16 新潟県漁場基点第25号 (新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界) (参考値：北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒) 基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) (参考値：北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) つ 15から 322度30分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度53分42.7秒 東経138度51分04.5秒) ね 16から 299度30分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度50分01.9秒 東経138度46分32.0秒) な 17から 289度34分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒)	
漁場の区域	15・つ、つ・ね、ね・な、な・17の4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり (こたまがい) 漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	あじ、さば、いわし地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬地先	
点の位置	基点 17 新潟県漁場基点第27号 (新潟市西蒲区角海浜と間瀬との境界) (参考値：北緯37度45分06.1秒 東経138度48分02.0秒) 基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) (参考値：北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) な 17から 289度34分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度46分11.2秒 東経138度44分11.0秒) ら むから 289度34分 3,600メートルの点 (参考値：北緯37度44分14.9秒 東経138度43分31.8秒) む うから 18度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度43分35.8秒 東経138度45分50.4秒) う 18から 289度34分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒)	
漁場の区域	17・な、な・ら、ら・む、む・う、う・18の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり (こたまがい) 漁業	
	あわび漁業	
	いがい漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市地先	
点の位置	基点 18 新潟県漁場基点第28号 (新潟市と長岡市との境界) (参考値：北緯37度42分22.4秒 東経138度47分07.6秒) 基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) (参考値：北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) う 18から 289度34分 2,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分49.5秒 東経138度45分31.4秒) ゐ うから 198度00分 1,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分03.2秒 東経138度45分12.5秒) の ゐから 289度34分 3,500メートルの点 (参考値：北緯37度42分41.2秒 東経138度42分57.9秒) のノ1 のから 201度30分 5,800メートルの点 (参考値：北緯37度39分46.2秒 東経138度41分31.1秒) のノ2 のノ1から 120度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度39分30.0秒 東経138度42分06.5秒) のノ3 のノ2から 201度30分 5,800メートルの点 (参考値：北緯37度36分34.9秒 東経138度40分39.8秒) のノ4 のノ3から 120度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯37度36分18.7秒 東経138度41分15.1秒) お 19から 300度34分 4,100メートルの点 (参考値：北緯37度35分47.6秒 東経138度41分13.5秒)	
漁場の区域	18・う、う・ゐ、ゐ・の、の・のノ1、のノ1・のノ2、のノ2・のノ3、のノ3・のノ4、のノ4・お、お・19の9線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	さけさし網漁業	9月1日から12月31日まで
	さわらさし網漁業	2月1日から6月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
かにかご漁業	2月1日から12月31日まで	

	ぬたうなぎかご漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	あじ、さば、いなだ地びき網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		
(4) 条件		
<p>①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。</p> <p>②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網3ケ統以内とする。</p> <p>③第2種共同漁業雑魚小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網2ケ統以内とする。</p> <p>④第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。</p>		

◎漁業権公示番号	新共第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字久田地先	
点の位置	基点 19 新潟県漁場基点第29号 (長岡市と三島郡出雲崎町との境界) (参考値: 北緯37度34分40.0秒 東経138度43分37.4秒) 基点 20 新潟県漁場基点第30号 (三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界) (参考値: 北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒) く 19から 300度34分 4,500メートルの点 (参考値: 北緯37度35分54.2秒 東経138度40分59.4秒) や 20から 294度34分 4,500メートルの点 (参考値: 北緯37度34分26.0秒 東経138度39分54.7秒)	
漁場の区域	19・く、く・や、や・20の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かますさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田、寺泊敦ケ曾根、三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地及び西山町大崎		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統とする。		
②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網1ケ統とする。		
③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町、大字尼瀬、大字勝見、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊地先	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒） 基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） （参考値：北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒） ま 20から 294度34分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度34分46.2秒 東経138度38分59.1秒） け 21から 295度00分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒）	
漁場の区域	20・ま、ま・け、け・21の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
わかめ漁業		
第2種共同漁業	さけ小型定置漁業	9月1日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	3月1日から8月31日まで
	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	はたはたさし網漁業	12月1日から翌年2月末日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	めばる、かますさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		
(4) 条件		
①第2種共同漁業さけ小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ②第2種共同漁業ます小型定置漁業については、漁具の定数を1階網又は2階網1ケ統以内とする。 ③第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市(ただし、西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊を除く。)地先	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号(柏崎市大字大湊字浜岸) (参考値:北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1(柏崎市と上越市柿崎区との境界) (参考値:北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) け 21から 295度00分 6,000メートルの点 (参考値:北緯37度27分33.6秒 東経138度32分14.8秒) ふの1 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値:北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒)	
漁場の区域	21・け、け・ふの1、ふの1・23の1の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 柏崎港東埠頭用地西護岸(旧東防波堤)の北端 (参考値:北緯37度22分00.8秒 東経138度32分05.6秒) イ アより 342度17分 25メートルの点 (参考値:北緯37度22分01.6秒 東経138度32分05.3秒) ウ イより 322度30分 120メートルの点 (参考値:北緯37度22分04.7秒 東経138度32分02.3秒) エ ウより 306度00分 33メートルの点 (参考値:北緯37度22分05.3秒 東経138度32分01.2秒) オ エより 32度00分 244メートルの点 (参考値:北緯37度22分12.0秒 東経138度32分06.5秒) カ オより 7度30分 300メートルの点 (参考値:北緯37度22分21.7秒 東経138度32分08.1秒) キ カより 94度30分 40メートルの点 (参考値:北緯37度22分21.6秒 東経138度32分09.7秒) ク キより 150度00分 540メートルの点 (参考値:北緯37度22分06.4秒 東経138度32分20.7秒)	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうおさし網漁業	5月1日から7月31日まで

	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区地先	
点の位置	基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区との境界) (参考値: 北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値: 北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) ふの1 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 (参考値: 北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒)	
漁場の区域	23の1・ふの1、ふの1・こ、こ・24の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり(こたまがい)漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市柿崎区竹鼻、柿崎区柿崎、柿崎区直海浜、柿崎区三ツ屋浜及び柿崎区上下浜		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大潟区地先	
点の位置	基点 24 新潟県漁場基点第35号（上越市柿崎区と大潟区との境界） （参考値：北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒） 基点 25 新潟県漁場基点第36号（上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界） （参考値：北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒） こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒） え 25から 331度06分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒）	
漁場の区域	24・こ、こ・え、え・25の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり（こたまがい）漁業	
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かにかご漁業	
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	いわし、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大潟区雁子浜、九戸浜、潟町、四ツ屋浜、土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜及び犀潟		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市（ただし、柿崎区、大潟区及び名立区を除く。）地先	
点の位置	基点 25 新潟県漁場基点第36号（上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界） （参考値：北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒） 基点 26 新潟県漁場基点第37号（上越市大字虫生岩戸） （参考値：北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒） 基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界） （参考値：北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒） え 25から 331度06分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒） て 26から 338度00分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒） あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒） さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒）	
漁場の区域	25・え、え・て、て・あ、あ・さ、さ・27の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	いわのり漁業	
	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	あじ、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字上荒浜、大字下荒浜、大字黒井、港町1丁目、港町2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、五智2丁目、五智3丁目、五智4丁目、五智5丁目、五智6丁目、大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦及び大字茶屋ヶ原		
(4) 条件		
①第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		
②直江津港港湾区域及び直江津港導流堤灯台から321度2,200メートルの点を中心とする半径700メートルの検疫		

錨地の区域内における第2種共同漁業雑魚小型定置漁業は操業してはならない。

◎漁業権公示番号	新共第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市の一部及び上越市の一部沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号 (柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界) (参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒) 基点 23の1 新潟県漁場基点第34号の1 (柏崎市と上越市柿崎区の境界) (参考値：北緯37度18分21.9秒 東経138度25分07.2秒) 基点 24 新潟県漁場基点第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値：北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒) 基点 25 新潟県漁場基点第36号 (上越市大潟区と上越市大字西ヶ窪浜との境界) (参考値：北緯37度12分40.2秒 東経138度17分47.7秒) 基点 26 新潟県漁場基点第37号 (上越市大字虫生岩戸) (参考値：北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒) き 22から 323度00分 6,550メートルの点 (参考値：北緯37度23分57.2秒 東経138度26分43.8秒) ゆ 22から 323度00分 11,000メートルの点 (参考値：北緯37度25分52.5秒 東経138度24分54.8秒) ふ 23の1から 324度28分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度21分13.4秒 東経138度22分33.7秒) こ 24から 324度26分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度17分44.6秒 東経138度18分20.8秒) え 25から 331度06分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度15分44.7秒 東経138度15分40.3秒) て 26から 338度00分 6,500メートルの点 (参考値：北緯37度13分26.4秒 東経138度10分01.4秒) め 26から 338度00分 12,000メートルの点 (参考値：北緯37度16分11.8秒 東経138度08分37.7秒)	
漁場の区域	き・ゆ、ゆ・め、め・て、て・え、え・こ、こ・ふ、ふ・きの7線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
(3) 関係地区		
柏崎市及び上越市(ただし、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ケ浦、大字吉浦及び大字茶屋ケ原沖合	
点の位置	基点 26 新潟県漁場基点第37号（上越市大字虫生岩戸） （参考値：北緯37度10分10.9秒 東経138度11分40.1秒） 基点 27 新潟県漁場基点第38号（上越市大字茶屋ケ原と上越市名立区との境界） （参考値：北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒） あ 26から 338度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度10分56.1秒 東経138度11分17.4秒） み 26から 338度00分 23,000メートルの点 （参考値：北緯37度21分42.5秒 東経138度05分50.0秒） し 27から 329度40分 12,000メートルの点 （参考値：北緯37度16分01.1秒 東経138度02分01.6秒） さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒）	
漁場の区域	あ・み、み・し、し・さ、さ・あの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	かれいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	たい、めばるさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぶりさし網漁業	
(3) 関係地区		
上越市大字虫生岩戸、大字長浜、大字有間川、大字丹原、大字鍋ケ浦、大字吉浦、大字茶屋ケ原、上越市名立区名立小泊、名立大町及び糸魚川市大字筒石		

◎漁業権公示番号	新共第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 27 新潟県漁場基点第38号 (上越市大字茶屋ケ原と上越市名立区との境界) (参考値: 北緯37度10分25.2秒 東経138度06分07.6秒) 基点 28 新潟県漁場基点第40号 (上越市と糸魚川市との境界) (参考値: 北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒) さ 27から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度11分04.8秒 東経138度05分32.2秒) ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 (参考値: 北緯37度09分32.1秒 東経138度03分29.3秒)	
漁場の区域	27・さ、さ・ひ、ひ・28の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	ひらめさし網漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新共第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合、大字筒石、大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞、大字鬼伏、大字間脇、大字中浜、大字中宿、大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上、寺町、大字大町、本町、横町及び大字寺島地先	
点の位置	基点 28 新潟県漁場基点第40号（上越市と糸魚川市との境界） （参考値：北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒） 基点 29 新潟県漁場基点第41号（糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界） （参考値：北緯37度07分33.8秒 東経138度02分44.4秒） 基点 30 新潟県漁場基点第44号（糸魚川市大字能生と大字木浦との境界） （参考値：北緯37度05分49.0秒 東経137度58分28.3秒） 基点 31 新潟県漁場基点第46号（糸魚川市大字鬼伏と大字間脇との境界） （参考値：北緯37度04分44.5秒 東経137度56分32.8秒） 基点 32 新潟県漁場基点第47号（糸魚川市大字中宿と大字梶屋敷との境界） （参考値：北緯37度03分38.9秒 東経137度54分52.2秒） 基点 33 新潟県漁場基点第49号（糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界） （参考値：北緯37度02分09.7秒 東経137度49分55.6秒） ひ 28から 324度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度09分32.1秒 東経138度03分29.3秒） も 29から 324度28分 2,320メートルの点 （参考値：北緯37度08分35.1秒 東経138度01分49.8秒） せ 30から 329度28分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度06分30.9秒 東経137度57分57.4秒） せの1 30から 294度30分 1,800メートルの点 （参考値：北緯37度06分13.2秒 東経137度57分21.9秒） すの1 30から 307度30分 2,700メートルの点 （参考値：北緯37度06分42.3秒 東経137度57分01.5秒） す 30から 329度28分 2,500メートルの点 （参考値：北緯37度06分58.9秒 東経137度57分36.8秒） い 30から 323度10分 5,450メートルの点 （参考値：北緯37度08分10.5秒 東経137度56分15.9秒） ろ 31から 334度42分 6,500メートルの点 （参考値：北緯37度07分55.2秒 東経137度54分40.2秒） へ 32から 337度40分 7,000メートルの点 （参考値：北緯37度07分08.9秒 東経137度53分04.4秒） る 33から 332度00分 5,000メートルの点 （参考値：北緯37度04分32.9秒 東経137度48分20.6秒）	
漁場の区域	28・ひ、ひ・も、も・せ、せ・せの1、せの1・すの1、すの1・す、す・い、い・ろ、ろ・へ、へ・る、る・33の11線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	あおさ漁業	
	あかもく漁業	
	いわのり漁業	

	えご漁業	
	てんぐさ漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かに、くるまえびさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、ひらめ、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	さばさし網漁業	
	たい、めばるさし網漁業	
	たちうおさし網漁業	
	たらさし網漁業	
	ばいかご漁業	
第3種共同漁業	あじ、きす地びき網漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字徳合、大字筒石、大字藤崎、大字百川、大字能生小泊、大字能生、大字木浦、大字鬼舞、大字鬼伏、大字間脇、大字中浜、大字中宿、大字梶屋敷、大字田伏、大字大和川、大字竹ヶ花、押上、寺町、大字大町、横町及び大字寺島		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振地先	
点の位置	基点 33 新潟県漁場基点第49号 (糸魚川市大字寺島と大字須沢との境界) (参考値：北緯37度02分09.7秒 東経137度49分55.6秒) 基点 34 新潟県漁場基点第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) (参考値：北緯37度00分57.4秒 東経137度45分55.4秒) 基点 35 新潟県漁場基点第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) (参考値：北緯36度59分41.9秒 東経137度42分10.7秒) 基点 36 新潟県漁場基点第52号 (新潟県と富山県との境界) (参考値：北緯36度58分42.5秒 東経137度38分07.4秒) る 33から 332度00分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度04分32.9秒 東経137度48分20.6秒) を 34から 338度58分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度03分28.8秒 東経137度44分42.7秒) わ 35から 338度28分 5,000メートルの点 (参考値：北緯37度02分12.7秒 東経137度40分56.5秒) か 36から 349度58分 6,000メートルの点 (参考値：北緯37度01分54.2秒 東経137度37分25.1秒)	
漁場の区域	33・る、る・を、を・わ、わ・か、か・36の5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	
	さざえ漁業	
	たこ漁業	
	えご漁業	
	もずく漁業	
	わかめ漁業	
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	3月1日から12月31日まで
	たい、めばる、いしもちさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	たらさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	めばるさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	たい地びき網漁業	4月1日から6月30日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字須沢、大字田海、大字寺地、大字青海、大字歌、大字外波及び大字市振		
(4) 条件		
第2種共同漁業ばいかご漁業に使用する漁具の網目は、10節以上とする。		

◎漁業権公示番号	新共第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	胎内市及び新発田市地先	
点の位置	基点 7 新潟県漁場基点第9号 (村上市と胎内市との境界) (参考値：北緯38度09分04.4秒 東経139度24分44.4秒) 基点 8 新潟県漁場基点第11号 (胎内市荒井浜と笹口浜との境界) (参考値：北緯38度05分54.1秒 東経139度22分12.3秒) 基点 9 新潟県漁場基点第13号 (胎内市と新発田市との境界) (参考値：北緯38度02分59.1秒 東経139度18分52.4秒) 基点 10 新潟県漁場基点第14号 (新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界) (参考値：北緯38度01分49.7秒 東経139度17分19.2秒) る 7から 301度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度09分34.5秒 東経139度23分41.1秒) よ 8から 303度30分 4,000メートルの点 (参考値：北緯38度07分05.7秒 東経139度19分55.4秒) た 9から 343度30分 4,900メートルの点 (参考値：北緯38度05分31.5秒 東経139度17分55.2秒) れ 9から 338度00分 6,000メートルの点 (参考値：北緯38度05分59.5秒 東経139度17分20.1秒) そ 9から 308度00分 5,400メートルの点 (参考値：北緯38度04分46.9秒 東経139度15分57.8秒) つ 9から 305度40分 4,200メートルの点 (参考値：北緯38度04分18.5秒 東経139度16分32.4秒) ね 10から 317度00分 4,100メートルの点 (参考値：北緯38度03分26.9秒 東経139度15分24.5秒) か 10から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度03分15.1秒 東経139度15分38.5秒) わ 9から 317度00分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度04分24.5秒 東経139度17分11.6秒) を 8から 303度30分 3,600メートルの点 (参考値：北緯38度06分58.5秒 東経139度20分09.1秒)	
漁場の区域	る・よ、よ・た、た・れ、れ・そ、そ・つ、つ・ね、ね・か、か・わ、わ・を、を・るの10線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から12月31日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きずさし網漁業	
	ひらめさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
胎内市桃崎浜、荒井浜、笹口浜、中村浜、村松浜及び新発田市藤塚浜		

◎漁業権公示番号	新共第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市府屋沖合	
点の位置	基点 2 新潟県漁場基点第2号(村上市府屋と碁石との境界) (参考値:北緯38度30分16.0秒 東経139度31分05.4秒) いの1 2から 311度00分 2,400メートルの点 (参考値:北緯38度31分07.1秒 東経139度29分50.6秒)	
漁場の区域	いの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号	新共第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	村上市寝屋及び鶉泊沖合	
点の位置	基点 2の1 新潟県漁場基点第3号(村上市鶉泊と芦谷との境界) (参考値:北緯38度28分26.2秒 東経139度30分18.4秒) いの5 2の1から 275度00分 1,400メートルの点 (参考値:北緯38度28分30.1秒 東経139度29分20.9秒) いの2 いの5から 14度00分 2,100メートルの点 (参考値:北緯38度29分36.2秒 東経139度29分41.8秒) いの3 いの2から 285度00分 600メートルの点 (参考値:北緯38度29分41.2秒 東経139度29分17.9秒) いの4 いの5から 285度00分 600メートルの点 (参考値:北緯38度28分35.1秒 東経139度28分57.0秒)	
漁場の区域	いの5・いの2、いの2・いの3、いの3・いの4、いの4・いの5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
村上市伊呉野、中浜、岩崎、府屋、碁石、勝木、寝屋、鶉泊、芦谷、寒川、脇川、今川、板貝、笹川、桑川及び浜新保		

◎漁業権公示番号	新共第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市中央区西船見町、汐見台及び浜浦町2丁目沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの1 14から 20度00分 3,900メートルの点 (参考値:北緯37度55分46.5秒 東経138度59分43.7秒)	
漁場の区域	れの1を中心とする半径700メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西区関屋堀割町及び青山沖合	
点の位置	基点 14 新潟県漁場基点第23号(新潟市西区青山) (参考値:北緯37度53分47.6秒 東経138度58分49.0秒) れの2 14から 357度00分 2,500メートルの点 (参考値:北緯37度55分08.6秒 東経138度58分43.7秒)	
漁場の区域	れの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市。(ただし、北区、江南区、西蒲区、南区、秋葉区、東区根室新町、下山2丁目、太平、西区上新栄町、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町北、五十嵐3の町南、五十嵐3の町東、五十嵐3の町西、五十嵐3の町中及び内野上新町を除く。)		

◎漁業権公示番号	新共第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区角田浜沖合	
点の位置	基点 16 新潟県漁場基点第25号（新潟市西蒲区越前浜と角田浜との境界） （参考値：北緯37度48分26.2秒 東経138度50分05.6秒） ねの1 16から 256度30分 3,900メートルの点 （参考値：北緯37度47分56.6秒 東経138度47分30.5秒）	
漁場の区域	ねの1を中心とする半径500メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西区四ツ郷屋、西蒲区越前浜、角田浜及び五ヶ浜		

◎漁業権公示番号	新共第31号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市西蒲区間瀬沖合	
点の位置	基点 17の1 新潟県漁場基点第27号の1（新潟市西蒲区間瀬） （参考値：北緯37度44分27.7秒 東経138度47分49.7秒） なの1 17の1から 270度00分 3,500メートルの点 （参考値：北緯37度44分27.6秒 東経138度45分26.8秒）	
漁場の区域	なの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
新潟市西蒲区間瀬		

◎漁業権公示番号	新共第32号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊野積沖合	
点の位置	基点 18の3 新潟県漁場基点第28号の3 (長岡市寺泊大町) (参考値：北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) むの1 18の3から 322度05分 6,470メートルの点 (参考値：北緯37度41分25.5秒 東経138度43分18.3秒)	
漁場の区域	むの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第33号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	長岡市寺泊上荒町沖合	
点の位置	基点 18の3 新潟県漁場基点第28号の3 (長岡市寺泊大町) (参考値：北緯37度38分40.0秒 東経138度46分00.6秒) むの2 18の3から 267度30分 5,100メートルの点 (参考値：北緯37度39分15.4秒 東経138度42分50.4秒) むの3 むの2から 287度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度39分25.8秒 東経138度42分07.5秒) むの5 むの2から 200度00分 600メートルの点 (参考値：北緯37度38分57.1秒 東経138度42分42.0秒) むの4 むの5から 287度00分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度39分07.5秒 東経138度41分59.1秒)	
漁場の区域	むの2・むの3、むの3・むの4、むの4・むの5、むの5・むの2の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
長岡市寺泊野積、寺泊湊町、寺泊白岩、寺泊磯町、寺泊下荒町、寺泊大町、寺泊上片町、寺泊上荒町、寺泊小川町、寺泊松沢町、寺泊引岡、寺泊花立、寺泊田ノ尻、寺泊金山、寺泊郷本、寺泊山田及び寺泊敦ケ曾根		

◎漁業権公示番号	新共第34号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字井鼻、大字木折町、大字鳴滝町、大字羽黒町、大字石井町、大字住吉町及び大字尼瀬沖合	
点の位置	基点 20 新潟県漁場基点第30号（三島郡出雲崎町大字久田と大字井鼻との境界） （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度42分41.5秒） やの1 20から 270度00分 3,650メートルの点 （参考値：北緯37度33分25.3秒 東経138度40分12.8秒）	
漁場の区域	やの1を中心とする半径1,400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第35号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	三島郡出雲崎町大字勝見及び柏崎市西山町石地沖合	
点の位置	基点 20の1 新潟県漁場基点第30号の1（三島郡と柏崎市との境界） （参考値：北緯37度31分24.4秒 東経138度39分36.7秒） やの2 20の1から 314度30分 2,650メートルの点 （参考値：北緯37度32分24.6秒 東経138度38分19.7秒）	
漁場の区域	やの2を中心とする半径1,350メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
三島郡出雲崎町、柏崎市西山町石地、西山町大崎、大字椎谷、大字宮川及び大字大湊		

◎漁業権公示番号	新共第36号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21 新潟県漁場基点第32号（柏崎市大字大湊字浜岸） （参考値：北緯37度26分11.4秒 東経138度35分56.0秒） けの1 21から 262度00分 3,200メートルの点 （参考値：北緯37度25分56.9秒 東経138度33分47.2秒）	
漁場の区域	けの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第37号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市荒浜沖合	
点の位置	基点 21の1 新潟県漁場基点第32号の1（柏崎市中浜2丁目と番神1丁目との境界） （参考値：北緯37度21分54.5秒 東経138度32分16.3秒） けの2 21の1から 352度00分 5,280メートルの点 （参考値：北緯37度24分44.1秒 東経138度31分46.4秒）	
漁場の区域	けの2を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第38号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波3丁目、大字鯨波及び大字青海川沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） けの3 22から 343度00分 2,000メートルの点 （参考値：北緯37度22分09.6秒 東経138度29分00.3秒） けの4 けの3から 335度00分 2,000メートルの点 （参考値：北緯37度23分08.4秒 東経138度28分26.0秒） けの5 けの4から 245度00分 600メートルの点 （参考値：北緯37度23分00.2秒 東経138度28分03.9秒） けの6 けの3から 245度00分 600メートルの点 （参考値：北緯37度22分01.4秒 東経138度28分38.2秒）	
漁場の区域	けの3・けの4、けの4・けの5、けの5・けの6、けの6・けの3の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第39号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市番神1丁目、番神2丁目、東の輪町、鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの1 22から 5度30分 6,000メートルの点 （参考値：北緯37度24分21.3秒 東経138度29分47.5秒）	
漁場の区域	きの1を中心とする半径300メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第40号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの2 22から 0度00分 4,700メートルの点 （参考値：北緯37度23分40.0秒 東経138度29分24.1秒）	
漁場の区域	きの2を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第41号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市鯨波2丁目、鯨波3丁目及び大字鯨波沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの3 22から 351度00分 4,000メートルの点 （参考値：北緯37度23分15.7秒 東経138度28分58.7秒）	
漁場の区域	きの3を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第42号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字鯨波、大字青海川及び大字笠島沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの4 22から 316度00分 3,700メートルの点 （参考値：北緯37度22分33.9秒 東経138度27分39.6秒）	
漁場の区域	きの4を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新共第43号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	柏崎市大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び大字米山町沖合	
点の位置	基点 22 新潟県漁場基点第33号（柏崎市大字青海川と大字鯨波との境界） （参考値：北緯37度21分07.6秒 東経138度29分24.1秒） きの5 22から 281度00分 5,000メートルの点 （参考値：北緯37度21分38.5秒 東経138度26分04.7秒）	
漁場の区域	きの5を中心とする半径400メートルの線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
柏崎市大字椎谷、大字宮川、大字大湊、荒浜、松波、安政町、北園町、栄町、学校町、東港町、西港町、中浜、番神、東の輪町、鯨波、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字上輪及び米山町		

◎漁業権公示番号	新区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡栗島浦村地先	
点の位置	基点 ア 新潟県漁場測標 第47号の2 (岩船郡栗島浦村バジマ) (参考値：北緯38度29分14.1秒 東経139度15分50.9秒) 基点 イ 新潟県漁場測標 第53号の2 (岩船郡栗島浦村滝の前) (参考値：北緯38度28分15.0秒 東経139度15分20.8秒) 1 アから 83度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度29分18.0秒 東経139度16分31.9秒) 2 イから 83度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度28分18.9秒 東経139度16分01.7秒)	
漁場の区域	ア・1、1・2、2・イの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
岩船郡栗島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡栗島浦村地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場測標 第6号 (岩船郡栗島浦村) (参考値：北緯38度27分40.8秒 東経139度15分13.4秒) 基点 エ 新潟県漁場測標 第14号 (岩船郡栗島浦村タイゴシ) (参考値：北緯38度26分23.1秒 東経139度13分47.0秒) 3 ウから 90度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯38度27分40.8秒 東経139度16分02.9秒) 4 エから 90度00分 1,200メートルの点 (参考値：北緯38度26分23.1秒 東経139度14分36.4秒)	
漁場の区域	ウ・3、3・4、4・エの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
岩船郡栗島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点第18号（新潟市北区太郎代と島見町との境界） （参考値：北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒） 基点 カ 新潟県漁場基点第21号（新潟市北区松浜町（古水戸）） （参考値：北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒） 5 オから 336度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度59分39.7秒 東経139度11分51.7秒） 6 カから 346度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度58分16.4秒 東経139度06分05.4秒）	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のあ、い、う及び基点カの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 あ 新潟港東海岸護岸上の管理基点 （参考値：北緯37度57分30.2秒 東経139度06分25.0秒） い あより 346度04分00.5秒 641.1メートルの点 （参考値：北緯37度57分50.4秒 東経139度06分18.6秒） う カより 346度00分00.0秒 644.9メートルの点 （参考値：北緯37度57分49.5秒 東経139度06分13.9秒）	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		

◎漁業権公示番号	新区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜8丁目及び松浜みなと地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点第18号（新潟市北区太郎代と島見町との境界） （参考値：北緯37度58分55.3秒 東経139度12分17.7秒） 基点 カ 新潟県漁場基点第21号（新潟市北区松浜町（古水戸）） （参考値：北緯37度57分29.2秒 東経139度06分20.3秒） 5 オから 336度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度59分39.7秒 東経139度11分51.7秒） 6 カから 346度00分 1,500メートルの点 （参考値：北緯37度58分16.4秒 東経139度06分05.4秒）	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、次のあ、い、う及び基点カの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 あ 新潟港東海岸護岸上の管理基点 （参考値：北緯37度57分30.2秒 東経139度06分25.0秒） い あより 346度04分00.5秒 641.1メートルの点 （参考値：北緯37度57分50.4秒 東経139度06分18.6秒） う カより 346度00分00.0秒 644.9メートルの点 （参考値：北緯37度57分49.5秒 東経139度06分13.9秒）	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
新潟市北区島見町、太夫浜、松浜町、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜本町1丁目、松浜本町2丁目、松浜本町3丁目、松浜本町4丁目、松浜8丁目、松浜みなと、松浜東町、松浜新町、新元島町、三軒屋町、東区根室新町、下山2丁目及び太平		

◎漁業権公示番号	新区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区(ただし竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 キ	新潟県漁場基点 第34号(上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) (参考値:北緯37度17分24.6秒 東経138度24分00.9秒)
	基点 ク	新潟県漁場基点 第35号(上越市柿崎区と大潟区との境界) (参考値:北緯37度14分53.1秒 東経138度20分54.3秒)
	7 キから	324度28分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度18分04.2秒 東経138度23分25.5秒)
	8 クから	324度26分 1,500メートルの点 (参考値:北緯37度15分32.7秒 東経138度20分18.9秒)
漁場の区域	キ・7、7・8、8・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
上越市柿崎区竹鼻、柿崎区柿崎、柿崎区直海浜、柿崎区三ツ屋浜及び柿崎区上下浜		

◎漁業権公示番号	新区第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字徳合及び大字筒石地先	
点の位置	基点 ケ	新潟県漁場基点第40号(上越市と糸魚川市との境界) (参考値:北緯37度08分52.5秒 東経138度04分04.7秒)
	基点 コ	新潟県漁場基点第41号(糸魚川市大字筒石と大字藤崎との境界) (参考値:北緯37度07分33.8秒 東経138度02分44.4秒)
	9 ケから	324度28分 1,000メートルの点 (参考値:北緯37度09分18.9秒 東経138度03分41.1秒)
	10 コから	324度28分 1,000メートルの点 (参考値:北緯37度08分00.2秒 東経138度02分20.9秒)
漁場の区域	ケ・9、9・10、10・コの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 個別漁業権又は団体漁業権の別		
団体漁業権		
(4) 関係地区		
糸魚川市大字徳合及び大字筒石		

◎漁業権公示番号	新定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第50号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度29分03.3秒 東経139度15分40.8秒) 基点 い 新潟県漁場測標 第51号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分43.8秒 東経139度15分29.6秒) 1 あから 78度00分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯38度29分14.8秒 東経139度16分49.4秒) 2 いから 98度00分 1,700メートルの点 (参考値: 北緯38度28分36.2秒 東経139度16分39.1秒)	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第22号の1 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度26分54.8秒 東経139度13分15.0秒) 基点 え 新潟県漁場測標 第26号の4 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度27分12.2秒 東経139度13分22.6秒) 3 うから 293度00分 1,300メートルの点 (参考値: 北緯38度27分11.2秒 東経139度12分25.7秒) 4 えから 303度00分 1,300メートルの点 (参考値: 北緯38度27分35.1秒 東経139度12分37.6秒)	
漁場の区域	う・3、3・4、4・え、え・うの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第34号の1 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分12.2秒 東経139度14分13.4秒) 基点 か 新潟県漁場測標 第37号 (岩船郡粟島浦村) (参考値: 北緯38度28分26.9秒 東経139度14分19.7秒) 5 おから 293度00分 1,800メートルの点 (参考値: 北緯38度28分35.0秒 東経139度13分05.0秒) 6 かから 303度00分 1,800メートルの点 (参考値: 北緯38度28分58.7秒 東経139度13分17.4秒)	
漁場の区域	お・5、5・6、6・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 関係地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第386号の2 (糸魚川市大字梶屋敷と大字田伏との境界) (参考値: 北緯37度03分32.0秒 東経137度54分26.0秒) 基点 く 新潟県漁場測標 第386号の3 (糸魚川市大字田伏) (参考値: 北緯37度03分29.5秒 東経137度54分15.0秒) 7 きから 354度00分 950メートルの点 (参考値: 北緯37度04分02.6秒 東経137度54分21.9秒) 8 くから 333度30分 800メートルの点 (参考値: 北緯37度03分52.7秒 東経137度54分00.5秒)	
漁場の区域	き・7、7・8、8・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市のうち、旧糸魚川市(平成17年3月18日時点)の区域。(ただし、大字中浜、大字中宿及び大字間脇を除く。)		

◎漁業権公示番号	新定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌地先	
点の位置	基点 け 新潟県漁場測標 第431号の1 (糸魚川市大字歌) (参考値：北緯37度00分33.5秒 東経137度44分41.4秒) 基点 こ 新潟県漁場測標 第434号の1 (糸魚川市大字歌) (参考値：北緯37度00分24.6秒 東経137度44分19.1秒) 9 けから 338度58分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度01分06.9秒 東経137度44分25.5秒) 10 こから 338度58分 1,100メートルの点 (参考値：北緯37度00分57.9秒 東経137度44分03.2秒)	
漁場の区域	け・9、9・10、10・この3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

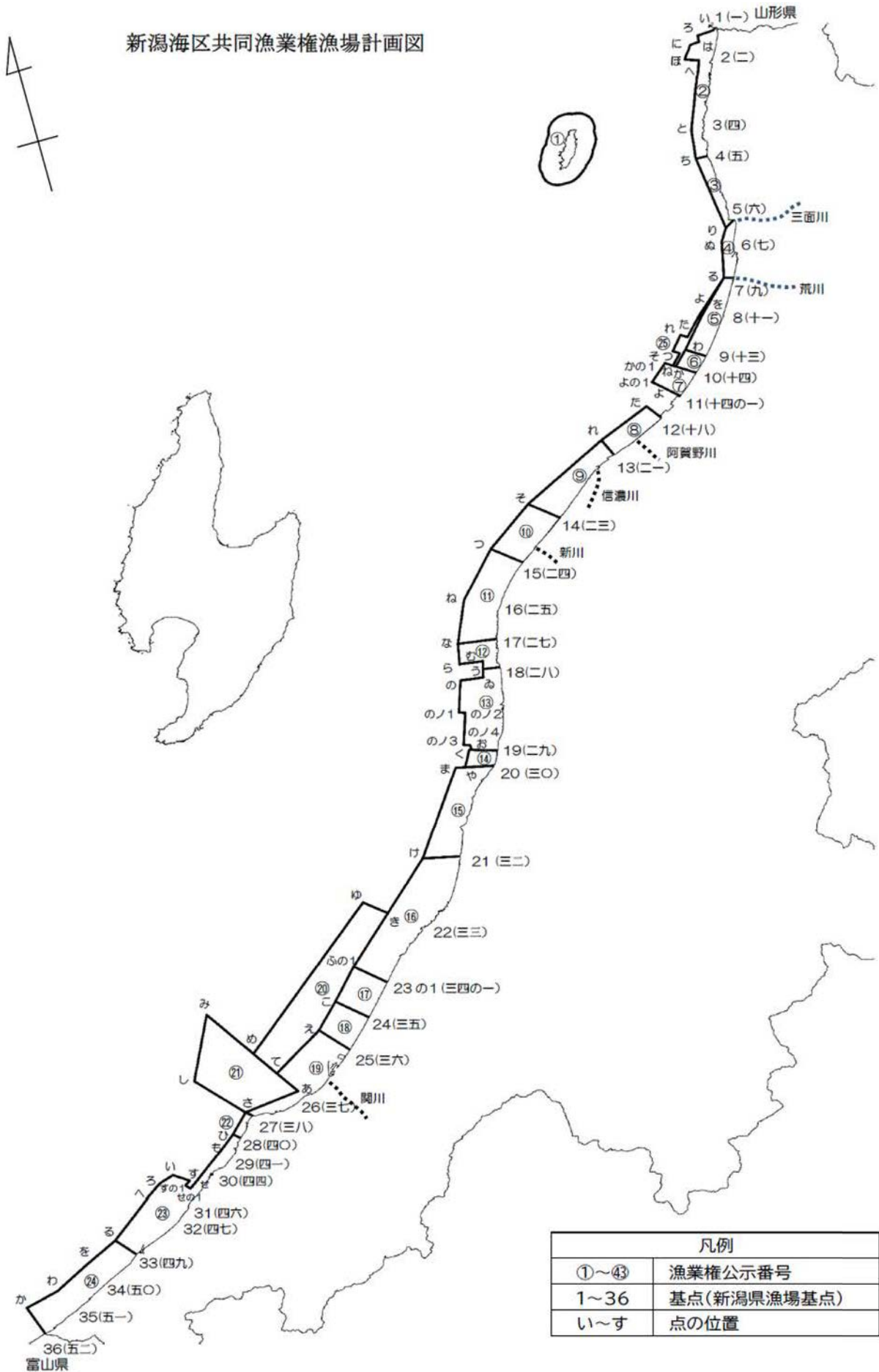
◎漁業権公示番号	新定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字市振地先	
点の位置	基点 さ 新潟県漁場測標 第448号 (糸魚川市大字外波) (参考値：北緯36度59分39.1秒 東経137度42分02.0秒) 基点 し 新潟県漁場測標 第450号 (糸魚川市大字外波) (参考値：北緯36度59分33.6秒 東経137度41分40.5秒) 11 さから 338度28分 1,700メートルの点 (参考値：北緯37度00分30.4秒 東経137度41分36.7秒) 12 しから 338度28分 1,700メートルの点 (参考値：北緯37度00分24.9秒 東経137度41分15.2秒)	
漁場の区域	さ・11、11・12、12・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 関係地区		
糸魚川市大字市振		

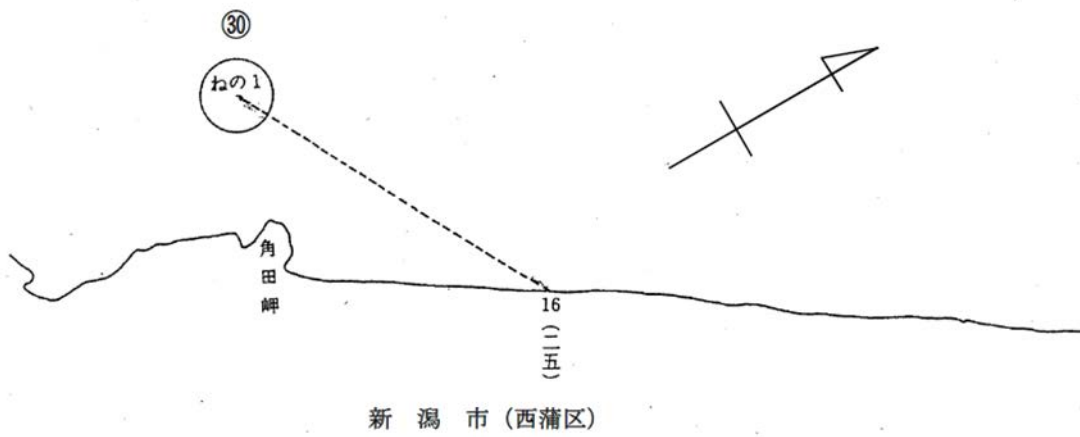
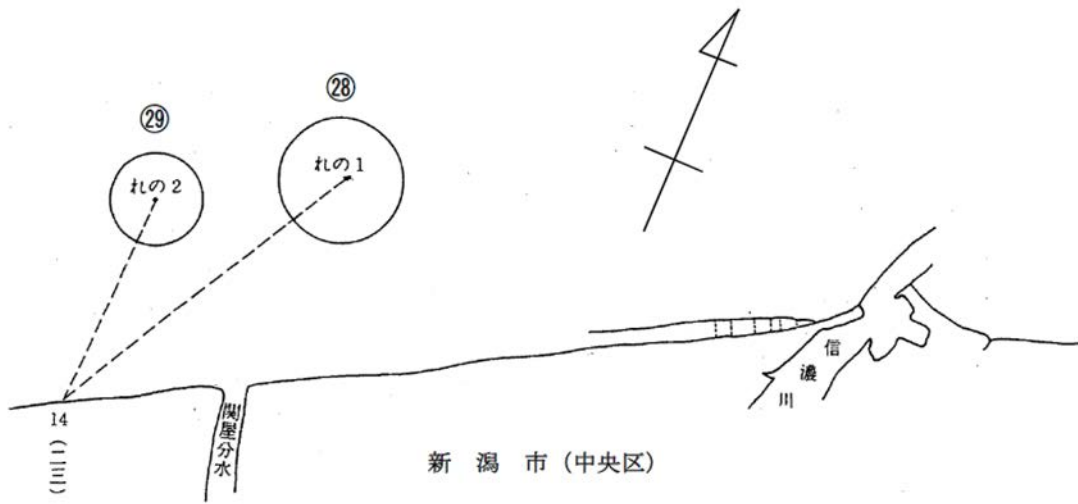
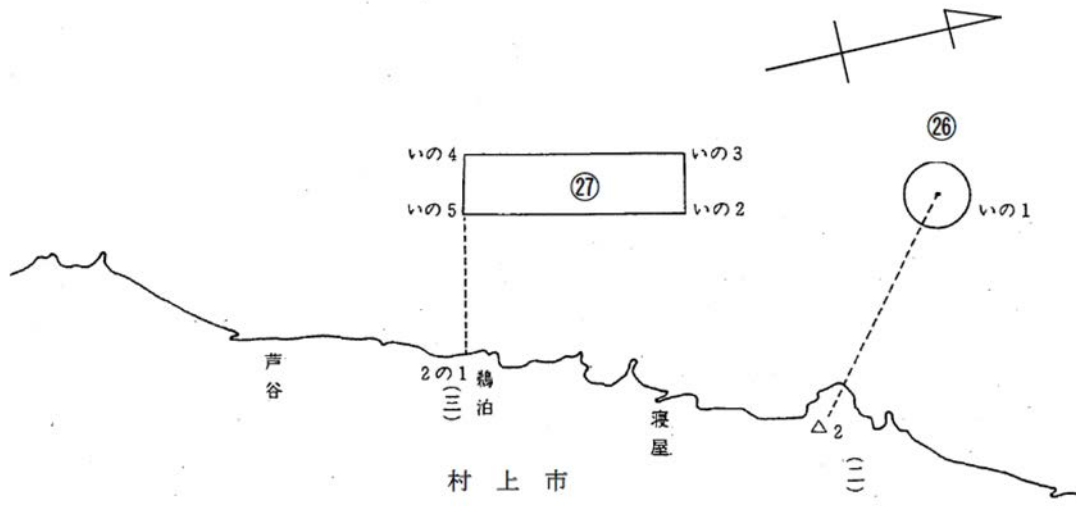
- 第2 免許予定日
令和5年9月1日
- 第3 申請期間
令和5年6月1日から令和5年6月30日まで
- 第4 存続期間
- 1 共同漁業権
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 - 2 区画漁業権
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 - 3 定置漁業権
令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 第5 沿岸漁場管理団体の指定予定
なし
- 第6 類似漁業権以外の漁業権
新区第3号、新区第4号、新区第6号
- 第7 新潟海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
意見なし（計画の案のとおりとして差し支えなし）
- 第8 申請書提出先
新潟県農林水産部水産課

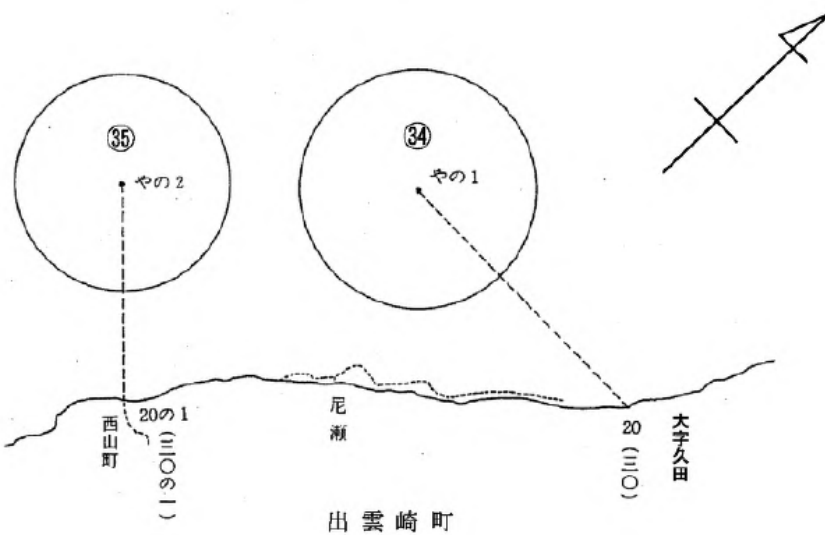
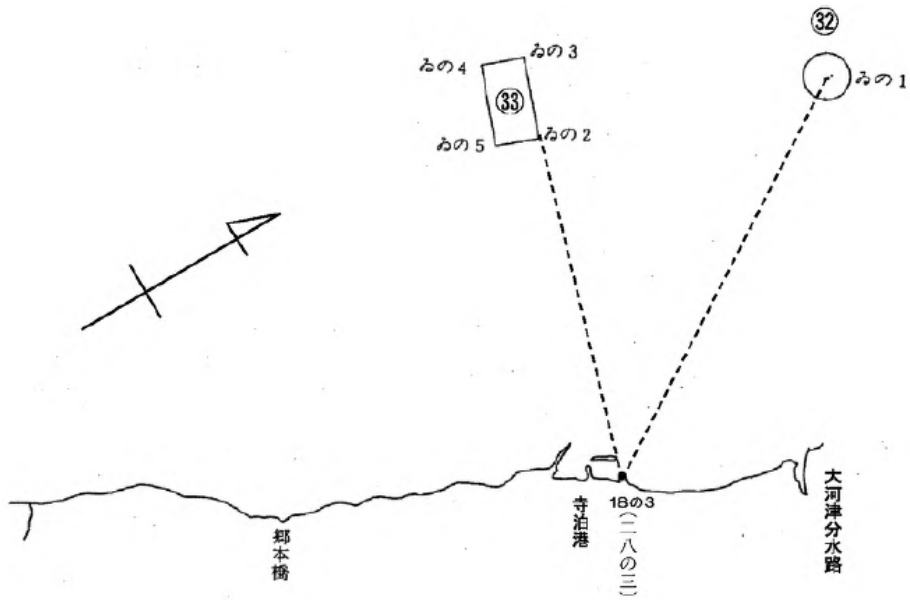
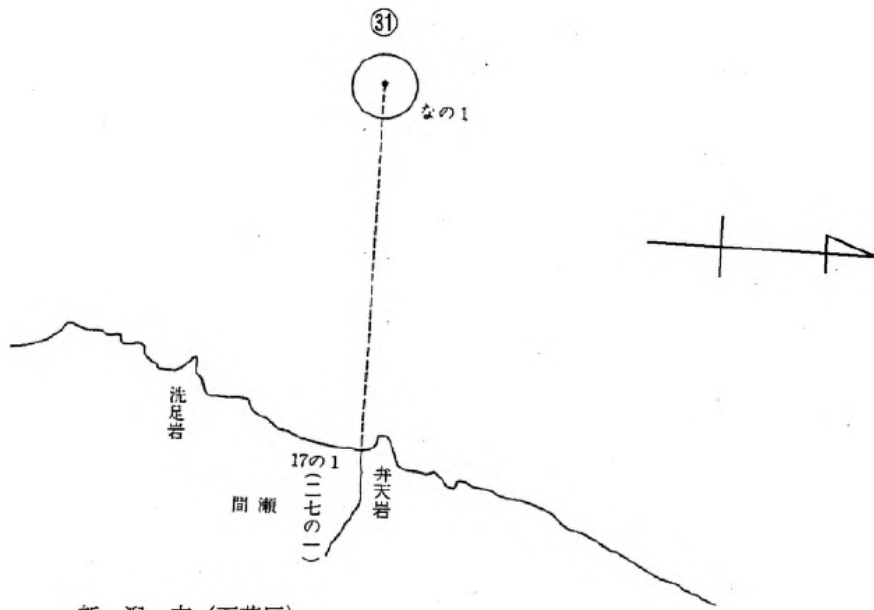
備考

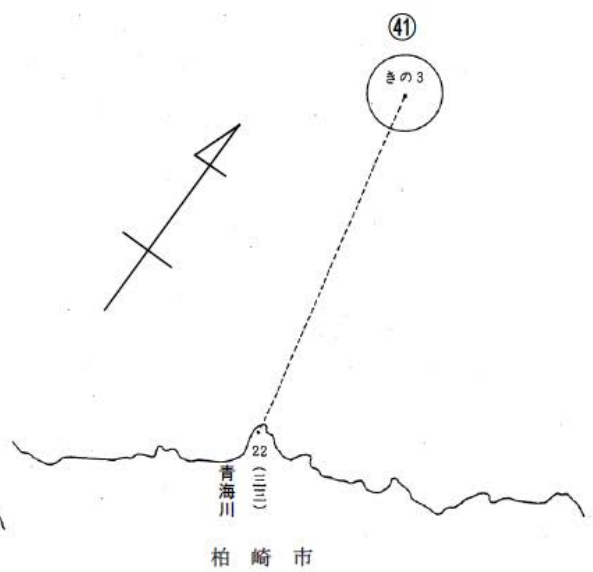
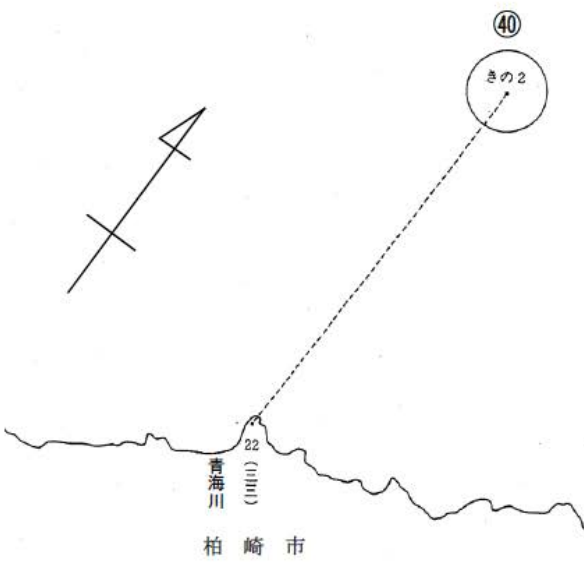
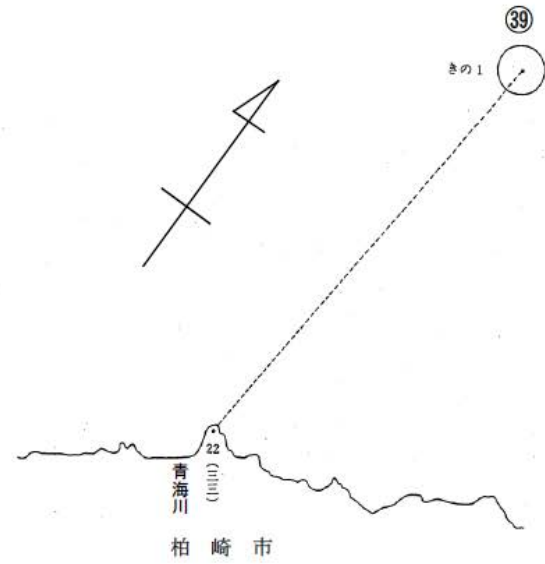
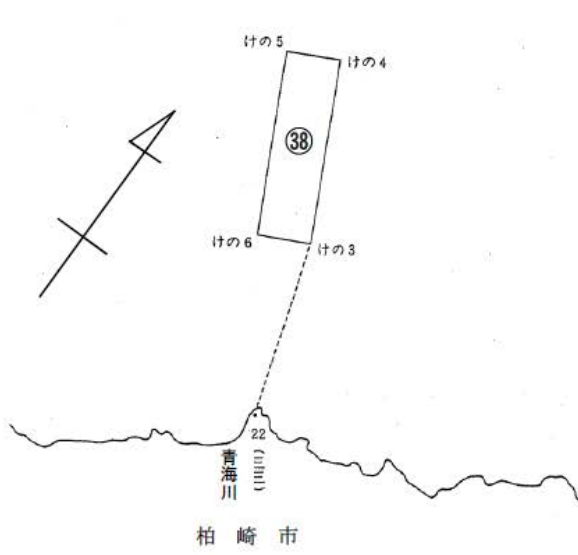
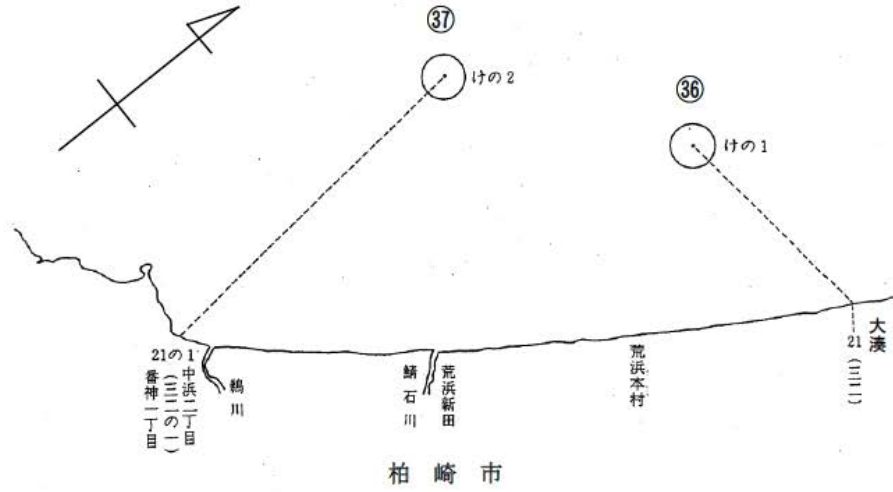
この告示による共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。
新潟県農林水産部水産課
新潟海区漁業調整委員会事務所

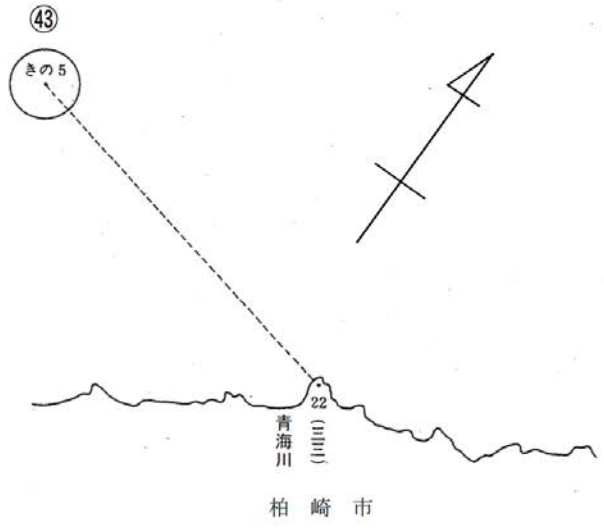
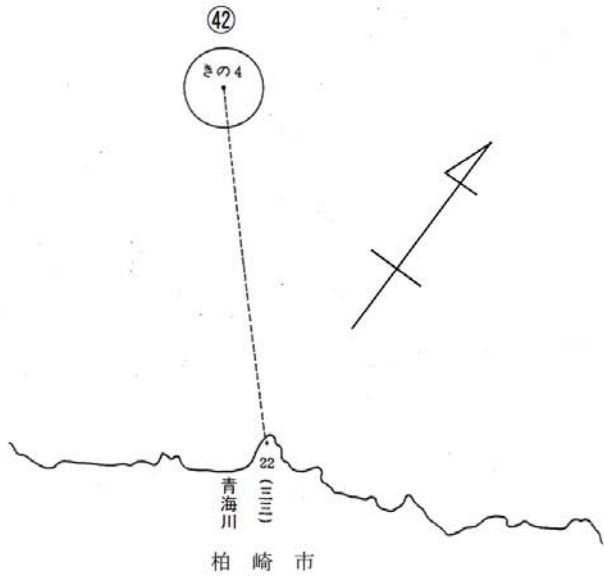
新潟海区共同漁業権漁場計画図



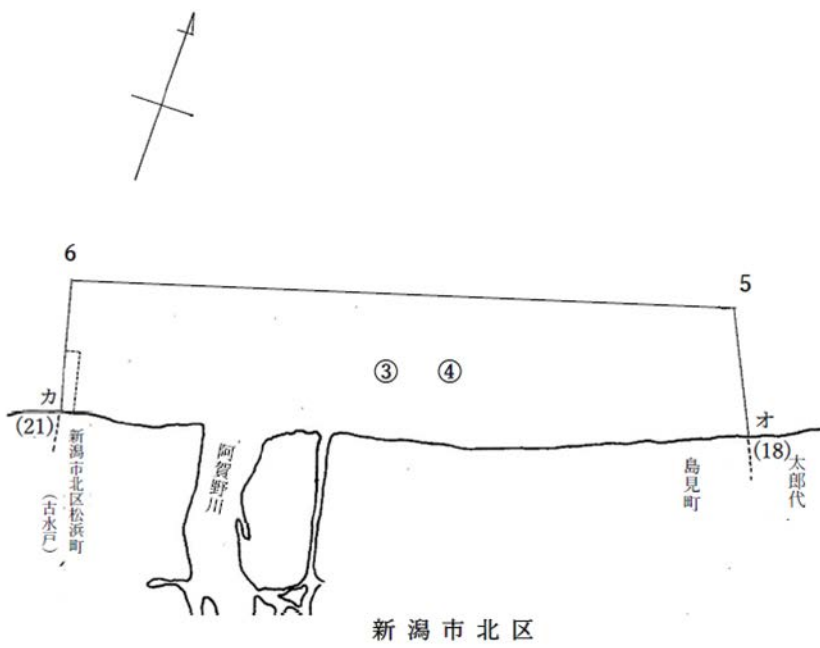
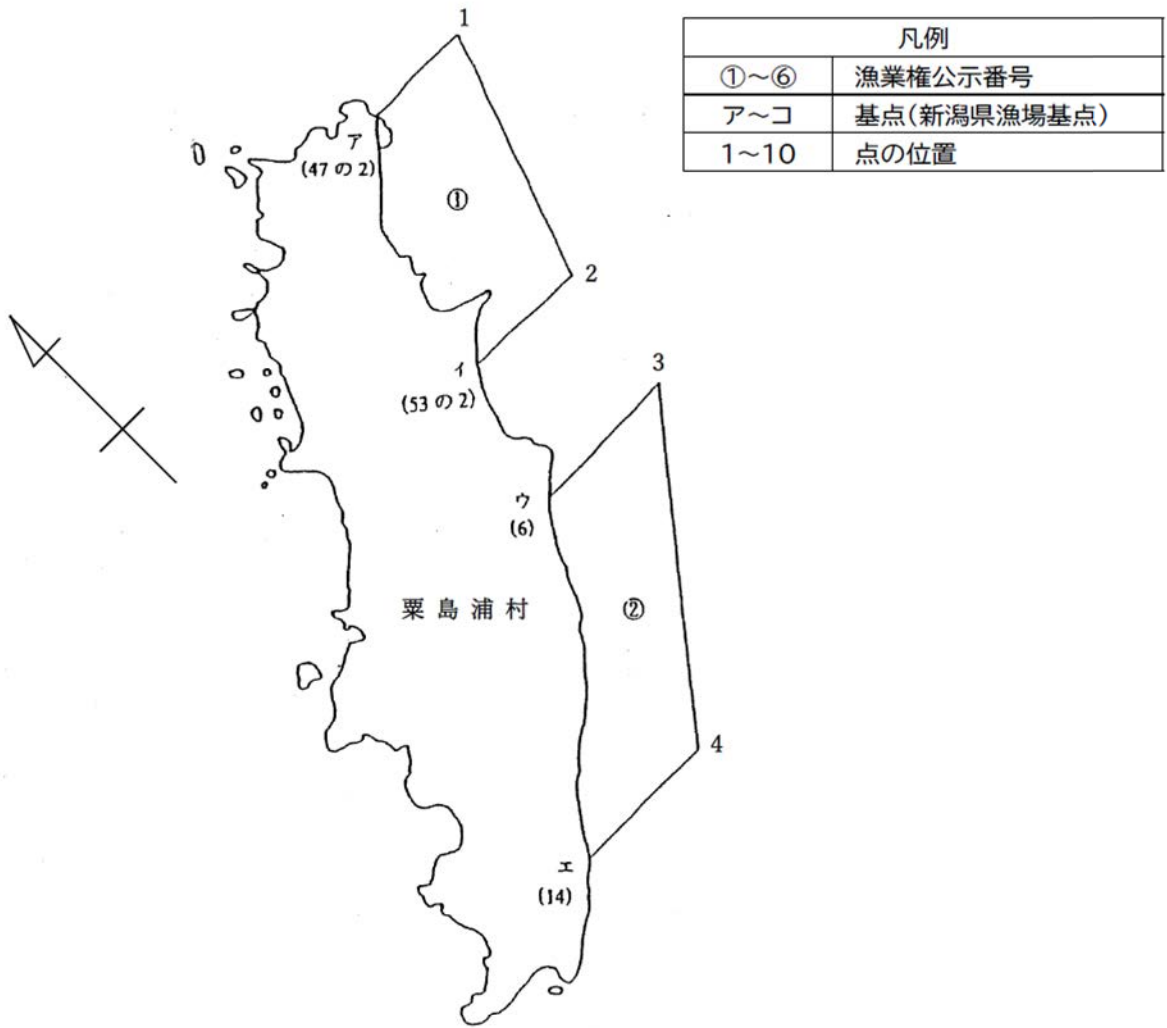


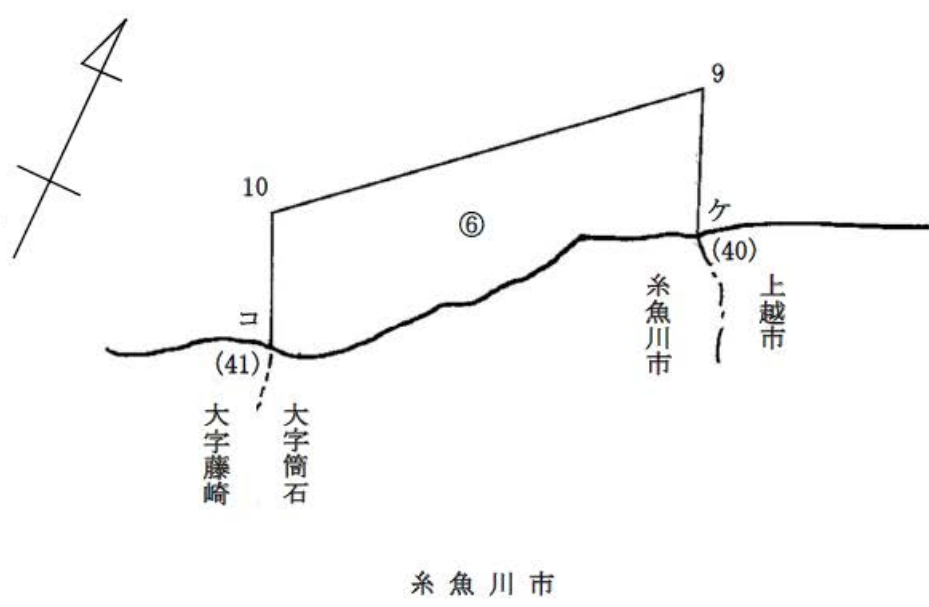
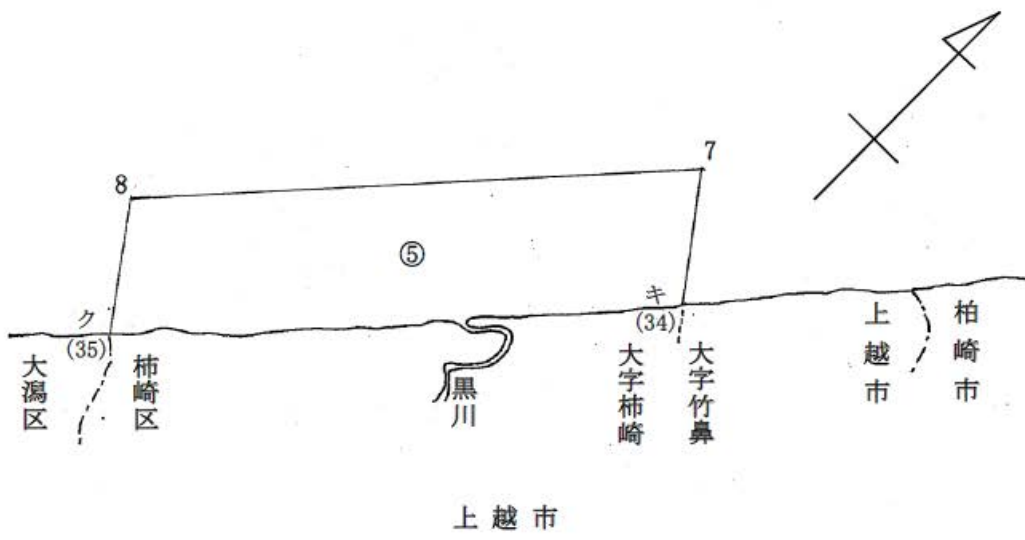






新潟海区区画漁業権漁場計画図





新潟海区定置漁業権漁場計画図

